

新株予約権（ワラント）についての取扱いに関するお知らせ

平成 23 年 2 月 28 日

会 社 名 : アメリカン・インターナショナル・グループ・インク
コード番号 : 8685 東証 1 部 (外国)

アメリカン・インターナショナル・グループ・インク（「AIG」）は、AIG が株主の皆様に対して発行した新株予約権（ワラント）（以下「本ワラント」といいます。）に関し、本邦において、金融商品取引法に基づき 2011 年 2 月 21 日付けで有価証券届出書を提出いたしました。本ワラントの詳細については、当該有価証券届出書をご覧ください。

本ワラントの割当てに関し、株式会社証券保管振替機構（以下「保振」といいます。）は、その取扱いについて、2011 年 2 月 28 日付で、保振の外国株券等保管振替決済制度上の外国株券等機構加入者（証券会社等）に対し、以下の内容で通知を行っておりますので、その概要を下記のとおりお伝えいたします（下記は、AIG が、保振の通知内容を抜粋・引用して記載したものであり、その記載内容の正確性等について当社がこれを保証するものではありません。）。なお、更なる詳細については、追って、株主の皆様が AIG 株式に関する取次を依頼されている外国株券等機構加入者（以下「取次証券会社等」といいます。）より連絡があります。本件について、不明点等ございましたら当該各取次証券会社等へご連絡ください。

記

1. ワラント割当てに伴う課税上の取扱い

(1) 米国源泉徴収税の取扱い

日本における株主の皆様（東京証券取引所を通じて AIG 株式を取得された株主の皆様をいいます。以下同じです。）に割り当てられた本ワラントについては、以下に示す額（以下「税額相当額」といいます。）について、米国における源泉徴収課税の対象となっております。

$課税対象額 = 平成 23 年 1 月 24 日 現在の AIG 所有株数 \times 0.533933 \text{ (割当率)} \times 16.29 \text{ 米ドル}$

(2) 国内源泉徴収税の取扱い

国内税法上、配当所得として源泉徴収の対象にはなりません。

2. 今後の事務手続き等の概要

本ワラントに関しまして、保振及び取次証券会社等は以下の事務手続にて処理を行います。なお、下記各手続の実施時期につきましては、確定次第、別途、保振より取次証券会社等に連絡されます。

(1) 株主の皆様への意思確認

各取次証券会社等から、株主の皆様に対して、①税額相当額の納入を行ったうえで、本ワラントの受領等を希望されるか、又は、②税額相当額の事前支払いを希望されないか、に関する

意思確認が行われます。

(2) ①税額相当額の納入を行ったうえで、本ワラントの受領等を希望される場合の取扱い

上記(1)の意思確認において、本ワラントの受領等を希望される株主の皆様については、割当前に保振に対する税額相当額の納入が必要となりますので、取次証券会社等を通じて、保振に一括して納入していただくことになります。

保振は、株主の皆様ごとの税額相当額の納入を確認後、1ワラント以上の本ワラントについて、各株主様の取次証券会社等の振替口座簿に残高を記帳いたします。また、割当ワラントのうち1ワラント未満の本ワラントにつきましては保振が売却処分し、売却代金(手数料等控除後)を、株式事務取扱機関を通じ、株主の皆様分配到いたします。

本ワラントが各振替口座簿に記帳された後、保振は、株主の皆様の希望に基づく取次証券会社等の指示により、2011年末を期日として、本ワラントの取次証券会社等が指定する現地カストディ口座への交付又は本ワラントの行使手続を行う予定です。行使手続については保振が詳細を決定後、別途取次証券会社等を通じてご連絡いたします。

なお、上記期日までに指示がない場合は、期日現在の本ワラント全残高について、取次証券会社等が指定する現地カストディ口座への交付が行われることになります。

(3) ②税額相当額の事前支払いを希望されない場合等の取扱い

上記(1)の意思確認において、税額相当額の事前支払いを希望されず、売却代金(税額相当額控除後)の受領を希望される株主の皆様については、税額相当額の納入期日以降、保振が速やかに当該株主様分の本ワラントを売却処分し、売却代金(税額相当額等控除後)を株式事務取扱機関を通じ、各株主様宛に分配到いたします。

なお、株主様が①の処理を希望されたにもかかわらず、当該株主様から税額相当額の納入期日までに同額の納入がない場合についても同様の取扱いになります。

以上